

岩手県警察省エネルギー推進委員会の設置及び運営要綱の制定 について

(平成22年11月19日岩会590号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県警察省エネルギー推進委員会の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)等に定める省エネルギーに関する措置を講じ、岩手県警察における省エネルギーの推進を図るため、岩手県警察省エネルギー推進委員会(以下「省エネ委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 本部に省エネ委員会を置く。

(任務)

第3 省エネ委員会は、省エネ法により求められている義務を果たすため、エネルギーの消費実態の把握、省エネルギー目標及び省エネルギー活動計画の策定を任務とする。

(構成)

第4 省エネ委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は本部長とし、副委員長には警務部長をもって充て、副委員長は省エネ法第7条の2に規定するエネルギー統括管理者の任務を担うものとする。

3 委員は、各部長、警務部会計課長、施設調査官、省エネ法第7条の3に規定するエネルギー管理企画推進者及び同法第13条に規定するエネルギー管理員をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部長を委嘱して充てる。

(委員長及び副委員長)

第5 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するとともに、省エネ委員会の運営に関する必要な調整を行う。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(省エネ部会)

第7 省エネ委員会に、本部及び各署の名称を冠した省エネ部会を置く。

2 省エネ部会の構成及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(委員会の事務)

第8 省エネ委員会の事務は、警務部会計課において処理する。

別表

	本部省工ネ部会	盛岡東警察署省工ネ部会	警察署（盛岡東警察署を除く。）省工ネ部会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー推進計画の周知及び指導 ・ 省エネルギー推進活動の実施及び管理 ・ エネルギー使用実態の把握 		
部会長	警務部会計課長	盛岡東警察署長	警察署長
部会員	<p>【本部】</p> <p>会計課施設調査官 各課次長等 各課課長補佐等</p> <p>【情報通信部】</p> <p>各課長 各課課長補佐</p> <p>【その他】</p> <p>県庁生協警察本部店長 設備運転監視受託業者 主任係員</p>	<p>【盛岡東警察署】</p> <p>副署長 各課長</p> <p>【本部】</p> <p>各課次長等 各課課長補佐等</p> <p>【その他】</p> <p>設備運転監視受託業者 主任係員</p>	<p>副署長 各課長</p>
事務分担	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会計課施設調査官及び各署副署長等は、エネルギー管理責任者として、所管施設使用職員への省エネルギー推進計画の周知を図る。 2 本部各課次長等、各署副署長等及び情報通信部各課長は、省エネルギー推進指導者として、所属職員に対する省エネルギー活動の指導及び徹底に努める。 3 本部各課庶務担当補佐、情報通信部庶務担当補佐及び各警察署会計課長は、省エネルギー管理担当者として、所管する施設及び設備のエネルギー使用実態の把握を行う。 4 上記以外の部会員は、省エネルギー実施担当者として、省エネルギー推進活動の実施及び管理を行う。 		